

令和8年度 利根町新築マイホーム取得助成金について

- 新築マイホーム取得助成金の問合せ窓口・書類の提出先
利根町役場 政策企画課 地域振興係
住所：〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1
電話：0297-68-2211
受付：月～金曜日（祝日，年末年始を除く）
- 申請書等については，町公式ホームページからもダウンロードできます。

《注意事項》

- ① 利根町新築マイホーム取得助成金の交付申請は，

令和8年11月2日（月）必着です。

- ② 交付申請書の提出方法は，**窓口への持参又は郵送**とします。

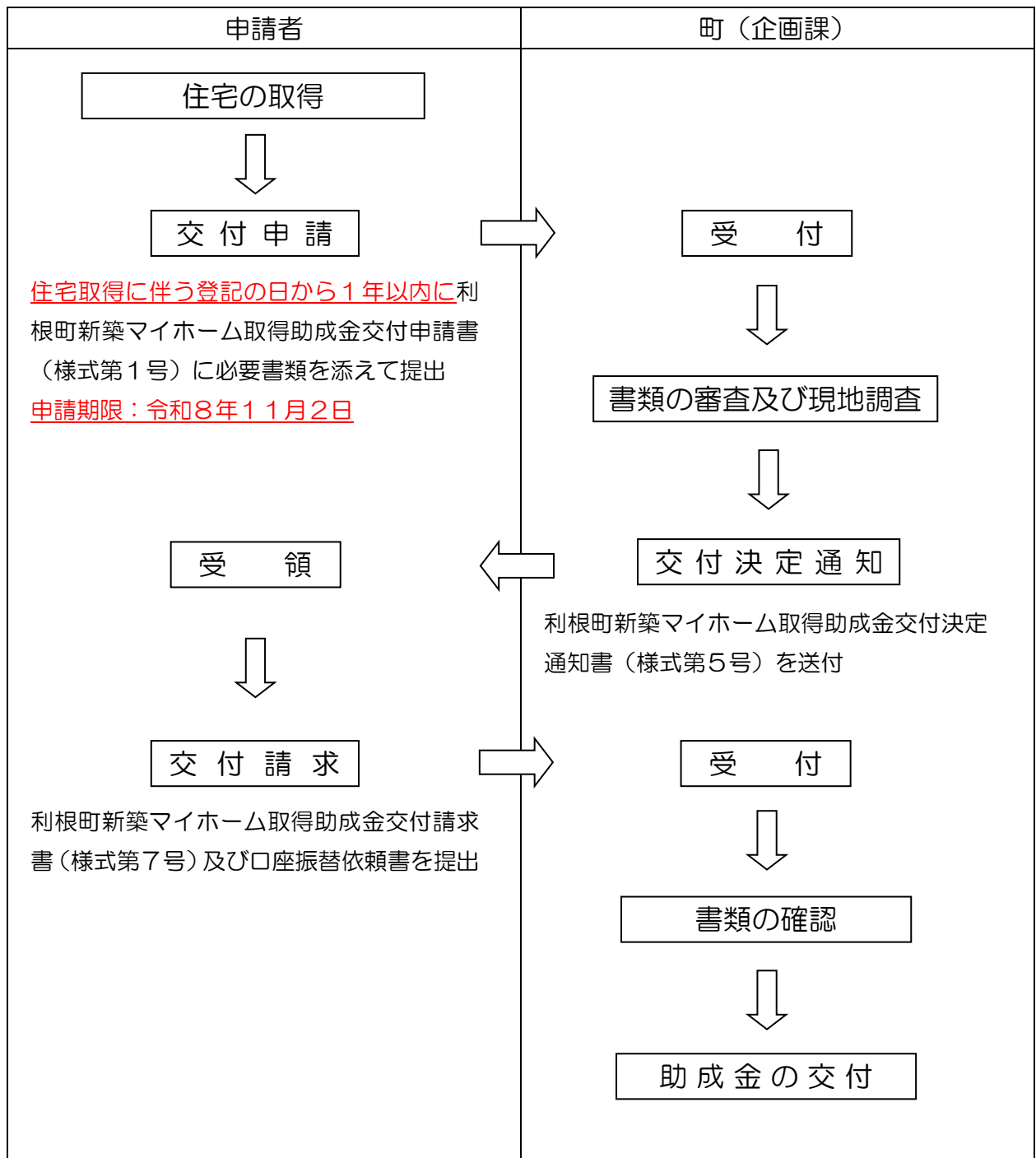
**※郵送での申請もしくは代理の方が申請する場合は，申請者の方の身分証明書（免許証等）の
コピーを添付してください。**

(1) 制度概要

住宅取得の初期費用の負担を軽減し、転入人口の増加及び転出人口の抑制を図り、人口減少に歯止めをかけ、定住を促進することを目的として、平成 27 年 4 月 1 日以降に住宅を新築、建て替え又は建売住宅を購入した方のうち所定の要件を満たす方へ助成金を交付しています。

※取得：住宅を新築、建て替え又は建売住宅を購入し、所有権保存登記又は所有権移転登記することをいう。

(2) 申請手続きの流れ



(3) 助成金の対象となる住宅

次に掲げる全ての要件を満たす建物が交付対象となります。

- ・ 玄関，居室，台所，便所及び浴室を有し，生活するために必要な機能を備えている一戸建てであること。
- ・ 自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること。
- ・ 都市計画法，建築基準法及びその他法令の規定に違反していないこと。

(4) 助成金対象者

次に掲げる全ての要件を満たしている方が交付対象となります。

- ・ 平成27年4月1日以降に町内に住宅を新築，建て替え又は建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入して5年以上定住する方
- ・ 住宅居住者のうち，取得した住宅の所有権の持分を2分の1以上有する方
- ・ 自治会等に参加している方（地域の行事に積極的に参加する意思のある方）
- ・ 申請時において納付すべき町税等に滞納がない方

(5) 助成金の対象外となる場合

次に掲げるいずれかの要件に該当する方は対象外となります。

- ・ 相続，贈与等の取得対価を伴わない事由で住宅を取得した方
- ・ 公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した方
- ・ 利根町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する方
- ・ 利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金の交付決定を受けた方（テレワーク要件に該当する方のみ）

(6) 助成金額：25万円

※加算事由に該当する場合は，助成金額に下記加算額を加えます。

※助成金の交付は，同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	当該子ども一人につき5万円 (上限15万円)
新築に伴い，町外から転入する世帯 ※ ¹	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯※ ²	5万円

※¹ 次に掲げるいずれかの要件を満たす場合加算します。

ア 住宅取得前に町内に居住している場合

助成金の交付を受けようとする方（以下「申請者」）又はその配偶者の方が，転入日前1年以上利根町の住民でなく，かつ，転入日から1年以内に住宅を取得していること。

イ 住宅取得後に転入する場合

申請者又はその配偶者の方が転入日前1年以上利根町の住民でないこと。

※²テレワークによる勤務は，週の半分程度以上を目安とします。

(7) 交付申請

助成金の交付申請をする方は、取得した住宅を登記し、利根町に転入した後に交付申請を行ってください。

※郵送での申請もしくは代理の方が申請する場合は、申請者の方の身分証明書（免許証等）のコピーを添付してください。

○交付申請に必要な書類

- ① 利根町新築マイホーム取得助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 利根町新築マイホーム取得助成金誓約書（様式第2号）
- ③ 自治会等加入証明書（様式第3号）
- ④ 住宅の建設工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑤ 住宅の各階平面図
- ⑥ 住宅の登記事項証明書の写し
- ⑦ 建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し
- ⑧ 承諾書（様式第4号）
- ⑨ テレワークにより勤務していることを証明する書類※
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

※会社勤務の場合は、勤務先発行によるテレワーク勤務証明書等（任意様式）の提出が必要です。

フリーランス・自営業でのテレワークの場合は、税務署への開業届の写し、確定申告書の写しと誓約書（町様式）の提出が必要です。

(8) 交付請求

交付申請書類の確認及び現地調査終了後、助成金の交付が決定しましたら、利根町新築マイホーム取得助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知します。
交付決定通知書を受け取った後、助成金の交付請求を行っていただきます。

○交付請求に必要な書類

- ① 利根町新築マイホーム取得助成金交付請求書（様式第7号）
- ② 口座振替依頼書

○提出方法

利根町役場 政策企画課へ持参又は郵送で提出してください。

(10) 助成金の返還

助成金の交付決定を受けた方が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、期限を定めて交付金額の全額の返還をしていただきます。

- ・ 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき
- ・ 交付決定を受けた日から5年以内に利根町から転出したとき（ただし、助成金の交付決定を受けた者と同居する者が町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とする場合を除く）
- ・ 交付決定を受けた日から5年以内に住宅を貸与、売却又は取り壊したとき（ただし、売却にあっては、売却日より3ヶ月以内に買主が町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とする場合を除く）
- ・ 交付決定を受けた日から5年以内に町税等を滞納したとき

(11) Q&A

Q1 自宅を一部増築する予定ですが、助成金の対象になりますか？

A1 助成金の対象になりません。

Q2 中古住宅を購入しようと思っています。中古は建売住宅に含まれますか？

A2 中古住宅は建売住宅に含まれません。建売住宅は、建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅であり、かつ使用されたことのない住宅をいいます。

お問い合わせ先

利根町役場 政策企画課 地域振興係

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

Tel : 0297-68-2211 / Eメール : chiiki@town.tone.lg.jp